

東日本大震災津波復興特別委員会会議記録

東日本大震災津波復興特別委員会委員長 関根 敏伸

1 日時

平成 30 年 3 月 19 日（金曜日）

午前 10 時 03 分開会、12 時 07 分散会

2 場所

特別委員会室

3 出席委員

関根敏伸委員長、岩崎友一副委員長、伊藤勢至委員、田村誠委員、高橋元委員、郷右近浩委員、小野共委員、高橋但馬委員、軽石義則委員、名須川晋委員、佐々木朋和委員、千葉進委員、佐藤ケイ子委員、阿部盛重委員、柳村一委員、菅野ひろのり委員、千葉伝委員、柳村岩見委員、工藤勝子委員、嵯峨耄朗委員、高橋孝眞委員、佐々木茂光委員、福井せいじ委員、城内よしひこ委員、神崎浩之委員、川村伸浩委員、佐々木宣和委員、飯澤匡委員、工藤勝博委員、佐々木努委員、ハクセル美穂子委員、千葉絢子委員、工藤大輔委員、五日市王委員、中平均委員、工藤誠委員、田村勝則委員、斉藤信委員、高田一郎委員、千田美津子委員、小西和子委員、木村幸弘委員、小野寺好委員、樋下正信委員、吉田敬子委員、白澤勉委員

4 欠席委員

なし

5 事務局職員

千田事務局次長、村上議事調査課総括課長、佐々木政策調査課長、工藤主任主査、中村（葉）主任主査、熊谷主任主査

6 説明のために出席した者

佐々木復興局長、内宮復興局副局長、千葉復興局副局長、熊谷復興局復興推進課総括課長、和村復興局まちづくり再生課総括課長、小原復興局産業再生課総括課長、工藤復興局生活再建課総括課長、南政策地域部副部長兼政策推進室長、小野政策地域部政策推進室政策監、葛尾政策地域部政策推進室調整監、鈴木政策地域部地域振興室地域連携推進監、渡辺政策地域部地域振興室交通課長、白井政策地域部市町村課総括課長、黒田環境生活部環境生活企画室企画課長、中野保健福祉部保健福祉企画室企画課長、伊藤農林水産部水産担当技監兼水産振興課総括課長、照井農林水産部農林水産企画室企画課長、阿部商工労働観光部商工企画室企画課長、高橋商工労働観光部雇用対策・労働室雇用対策課長、

高橋商工労働観光部経営支援課総括課長、阿部農林水産部漁港漁村課総括課長、
嵯峨県土整備部県土整備企画室企画課長、田中県土整備部道路建設課総括課長、
岩渕県土整備部河川課総括課長、藤井県土整備部都市計画課総括課長、
廣瀬県土整備部建築住宅課総括課長、照井県土整備部港湾課総括課長、
畠山文化スポーツ部文化スポーツ企画室企画課長、
鈴木教育委員会事務局教育企画室企画課長

7 一般傍聴者

1人

8 会議に付した事件

- (1) 東日本大震災津波からの復興の取組状況について
- (2) 現地調査の実施について
- (3) その他

9 議事の内容

○**関根敏伸委員長** ただいまから、東日本大震災津波復興特別委員会を開会いたします。
これより本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

1月12日に開催された委員会において、伊藤勢至委員から、沿岸市町村の復興計画や復興状況等について改めて委員間で共有すべきとの御意見がありました。

これを踏まえ、今般、事務局において、沿岸市町村の復興状況等の概要を取りまとめた資料を、あらかじめお配りしました。参考にさせていただきますようお願いします。

なお、市町村の復興計画の本体につきましては、かなりの大冊となるため、事務局に用意しておりますので、提供を希望される方は、事務局まで御連絡願います。

これより、お手元に配付しております日程により会議を行います。

初めに、日程1、東日本大震災津波からの復興の取組状況について、執行部から説明願います。

○**佐々木復興局長** 冒頭、私から本日の説明内容について概括的に御説明申し上げます。

東日本大震災津波が発災してから7年の歳月が経過いたしました。これまで、県では一日も早い復興に向け、各分野にわたる事業に取り組んできたところであり、第3期復興実施計画に掲載された事業について、平成29年度の計画値に対する進捗率の見込みが80%を超える事業が9割を超えるなど、復興に対する取り組みは着実に進んでいるところです。

一方、復興の長期化に伴う心と体のケアや生活環境の変化に伴う新たなコミュニティー形成など、復興の進捗に伴う課題にもしっかりと対応し、被災者に寄り添った復興の質を確保していくことも引き続き重要となっています。

また、現在県では次期総合計画の策定を進めておりますが、策定に当たっては、県民の皆様と幅広い議論を行いながら、幸福をキーワードに今後10年の目指す将来像や取り組み

の方向性などを明らかにしていきたいと考えております。特に東日本大震災津波からの復興は、引き続き県政の最重要課題となりますので、県の最上位計画である次期総合計画に、復興について明確に定めることとしております。具体的には、岩手の未来のあるべき姿に向かって行動していくための目指す将来像や取り組みの方向性を示す長期ビジョンにおいて、復興推進の基本方向についての1章を設け、東日本大震災津波からの復興に向けた基本方針に掲げた一人ひとりの幸福追求権を保障すること、犠牲者のふるさとへの思いを継承することの2つの原則を引き継ぎ、復興の位置づけ、目指す姿、推進の基本的考え方、推進に向けた取り組み、復興の進め方についてそれぞれ記載する考えです。

復興推進に向けた取り組みとしては、これまでの安全の確保、暮らしの再建、なりわいの再生の3つに加え、震災の事実を踏まえた教訓、そして自然災害を乗り越えていくという決意を後世や国内外の人々に伝えていくため、未来のための伝承・発信を新たな柱に据え、よりよい復興を実現するための四つの柱として取り組んでいきたいと考えております。

また、2019年度から2022年度までの復興推進計画となる仮称復興プランを策定し、現行の復興実施計画と同様に具体的な施策や事業を盛り込むことにより、切れ目のない復興の取り組みを進めていきたいと考えております。

このことから、本日は復興の進捗状況に加えまして、次期総合計画の概要について、復興部分を中心に御説明いたしますので、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○内宮復興局副局長 お手元に配付しております資料1をごらんいただきたいと思っております。A3横長のものです。

最初に、県の第3期復興実施計画の施策体系、事業に基づく平成29年度における進捗状況について御説明申し上げます。

こちらは、昨年12月末見込みの数値で集計した速報版として取りまとめたもので、4月末には3月末実績による確定版を公表する予定です。

まず、資料左側の2の全体の状況をごらん願います。第3期実施計画では、平成29年度に計画値を設定した271指標のうち、平成29年度の年間計画に対する進捗率が80%以上の指標A、Bの合計は251指標、92.6%となっております。

続きまして、真ん中の列をごらんいただきたいと思っております。三つの原則ごとの状況であります。安全の確保につきましては、設定した49指標のうち、進捗率80%以上の指標は41指標、割合で83.7%となっております。

主な取り組みといたしましては、海岸保全施設は11.5キロメートルを整備、完成延長が57.7キロメートルとなる見込みであり、三陸沿岸道路の3区間、24キロメートルが供用され、事業化区間における供用延長は176キロメートルとなる見込みです。

暮らしの再建につきましては93指標のうち、進捗率80%以上の指標が85指標、割合では91.4%となっております。

主な取り組みといたしましては、沿岸部における災害公営住宅の供用割合が約9割を超

え、今月1日には岩手県立高田病院が開院し、全ての県立病院の復旧が完了したところがあります。また、ソフト事業といたしましては、地域活動の支援のほか、スクールカウンセラー等の活用による心のサポートや、被災市町村に派遣された応援職員向けメンタルヘルスケア研修の開催など、被災された方々などに向けた心と体のケアに取り組んだところでもあります。

次に、なりわいの再生についてであります。設定した129指標のうち、進捗率80%以上の指標が125指標、割合では96.9%となっております。

主な取り組みですが、水産業・農林業では、漁業集落防災機能強化事業において4地区の工事が完了する見込みのほか、商工業ではグループ補助や起業、第二創業の支援などにより中小企業等の再建を支援いたしました。

また、観光では、三陸DMOセンターと連携し、地域資源を活用した観光人材を育成するとともに、国際観光の推進にも取り組んだところでもあります。

資料の右側です。10分野のそれぞれで、進捗率80%以上及び進捗率80%未満の指標の例を掲載しております。内容につきましては、説明を省略させていただきたいと思っております。

続きまして、資料の裏面をごらんいただきたいと思っております。裏面の表では、進捗率80%未満となった20指標につきまして、その主な要因を五つに分類しております。

まず、①の他事業との調整です。これは、海岸保全施設や土地区画整理事業など他事業の進捗や地域の実情に合わせて実施時期を調整しているものであり、再掲を含めまして合計5指標となっております。

②の異常気象は、平成28年台風第10号の影響によるもので、1指標となります。

③の施工条件の変化は、地質、地盤、希少動物対策などの施工条件の変化により工法等を変更する必要が生じたものであり、合計4指標となります。

④のその他は、入札不調など、上の①から③に分類されない要因によるものであり、再掲を含めまして合計4指標となっております。

⑤のその他ですが、これは制度を用意したものの、結果的に他の有利な制度の活用など①から④の実質的な遅れに分類されないものであり、合計6指標となります。

以上、再掲2指標を含めた20指標が平成29年度計画値に対する進捗率80%未満の指標ですが、表の右側、第2期実施計画における進捗状況では、進捗率80%未満の指標は再掲を含めて82指標ありましたが、その数は4分の1まで減少しております。

引き続き事業担当部局と連携を密にし、それぞれの要因に応じた対策を講じながら、復興を着実に進めてまいります。

以上で第3期復興実施計画の平成29年度における進捗状況に関する説明を終わります。

これから御説明いたします次期総合計画の概要につきましては、政策地域部から計画の全体構成を御説明した後、復興局から計画における復興に関する部分を御説明申し上げます。

○南政策地域部副部長兼政策推進室長 それでは、次期総合計画の策定につきまして、ま

ず政策地域部から、現段階で想定をしております次期総合計画の構成骨子案につきまして、御説明申し上げます。

お手元に配付しております資料2をごらん願います。まず、今後10年間の長期的な方向性を示す長期ビジョンについてであります。現段階では、左上から右下までの第1章から第9章までの九つの章による構成を考えており、第1章では、計画の役割や期間等を盛り込むこととしております。

1の計画策定の趣旨といたしましては県民一人一人、それから多様な主体が岩手の未来のあるべき姿に向かって、今後10年間に何をすべきかを考えるとともに、力を結集して行動していくための目指す将来像、取り組みの方向性を明らかにしようとするものです。

2の計画の役割といたしましては、復興とその先も見据え、時代の潮流や岩手の特性、可能性も踏まえながら、今後10年間の県の政策推進の方向や具体的な取り組み内容を示すとともに、県民等のあらゆる構成主体がみずから取り組みを進めていくビジョンともなるものとしております。

3の計画の期間につきましては、現在のいわて県民計画が来年度までの期間でありますので、再来年度2019年度から2028年度までの10年間とすることとし、計画の構成につきましては長期ビジョンと、これに基づく具体的な取り組み、推進方策を盛り込むアクションプランの二つによる構成にしたいと考えております。

第2章では、理念といたしまして幸福をキーワードとする考え方を盛り込んでまいりたいと考えております。

具体的には、1の時代的背景といたしまして、経済指標のみでは人々の幸福や社会の状況を把握することが困難になってきており、心の豊かさやつながりなどにも着目することが重要であること。

また、2の本県における背景といたしましては、これまでの復興の取り組みや、昨年本県で開催されました全国知事会議での岩手宣言を踏まえ、一人一人の幸福に立ち返り、3にありますとおり、幸福をキーワードとした総合計画を策定してまいりたいと考えております。

第3章では、岩手は今といたしまして、世界、日本、そして岩手の変化と展望を分析し、その内容を踏まえた上で、第4章において、目指すべき将来像を描いていきたいと考えております。

第5章では、復興推進の基本方向といたしまして、詳細はこの後復興局から御説明申し上げますが、一つの章を設け、復興についての基本的な考え方をしっかりと位置づけ、現行の復興計画の考え方を引き継いでまいりたいと考えております。

第6章では、政策推進の基本方向といたしまして、各分野の10年間の政策推進の方向性を打ち出してまいります。

昨年取りまとめられました岩手の幸福に関する指標研究会の報告書におきまして、県民が幸福について考える際に想定される領域といたしまして、健康、子育て、教育、仕事な

ど12の領域をお示しいただきました。

その12の領域をもとにいたしまして、健康・余暇、家族・子育て、教育、仕事・収入などの八つの分野に、これらを下支えする分野として社会基盤を加えた、いわゆる8プラス1の人に着目した政策分野を掲げる方向で、現在検討を進めているところであります。

それから一番下、アクションプランであります。アクションプランにつきましては、4年間の実施計画といった形で考えておりまして、第1期については2019年度から2022年度までの4年間といたしております。

現行計画では、政策編、地域編、行政経営編の三つの編から構成をしておりますが、そこに新たに仮称ではありますが、復興プランをつくりまして、復興について今後4年間どのような取り組みを具体的に行っていくのかがしっかりとわかるような形でつくってまいりたいと考えております。

次期総合計画の構成骨子案については、以上です。

○内宮復興局副局長 それでは、続きまして長期ビジョン及び復興プランの概要案について御説明申し上げます。

資料の3の1ページをごらんいただきたいと思います。東日本大震災津波からの復興は、引き続き県政の最重要課題となりますので、最上位計画である次期総合計画に復興を明確に定め、2019年度以降も途切れることなく復興を推進しようとするものです。

具体的には、復興基本計画は次期総合計画の長期ビジョンの中で、また復興実施計画については、仮称となりますが、復興推進計画である復興プランとして、それぞれ復興の取り組みなどを定めることとしております。

資料の1の(1)の長期ビジョンにつきましては、第5章、復興推進の基本方向という独立の1章を設け、第1、復興の位置づけ、第2、復興の目指す姿など五つの項目を設けることを想定しております。

(2)の復興プランにつきましては、初めに第1、復興プランの考え方、第2、復興プランの施策という三つの項目を設けることを想定しております。

次に、長期ビジョン、第5章の概要について御説明申し上げます。資料の2ページをごらんいただきたいと思います。

まず第1、復興の位置づけにおきましては、復興基本計画から次期総合計画の移行に当たり、東日本大震災津波からの復興に向けた基本方針に位置づけた二つの原則である一人ひとりの幸福追求権の保障、犠牲者のふるさとへの思いの継承を引き継ぐこととしております。

第2、復興の目指す姿においては、いのちを守り海と大地と共に生きるふるさと岩手・三陸の創造という復興基本計画での目指す姿を引き継ぐとともに、この後御説明いたします四つ目の柱を設けることに伴いまして、新たに教訓の次世代への継承、復興の姿の国内外への発信について明記することとしております。

第3、復興の推進の基本的な考え方においては、復興基本計画内の整備が完了しなかつ

た一部の社会資本等につきましては、津波対策の基本的考え方を踏まえ、引き続き整備を進めることを明記いたします。

また、よりよい復興を実現するための四つの柱として、これまでの三つの原則である安全の確保、暮らしの再建、なりわいの再生に加えて、未来のための伝承・発信を新たに設けることとしております。これは、震災の事実を踏まえた教訓、そして自然災害から命を守り、災害を乗り越えていくという決意を後世や国内外の人々に伝えていくことは、復興を進めている今だからこそ、重要性が高まっているという考えに基づくものであります。

第4、復興推進に向けた取り組みについては、四つの柱ごとにひもづけされた取り組みについて記載したいと考えております。

具体的には、復興基本計画を引き継ぐ形で、安全の確保においては防災のまちづくり、交通ネットワーク、暮らしの再建においては生活・雇用、保健・医療・福祉、教育・文化、地域コミュニティ、市町村行政機能の支援、3ページに移りまして、なりわいの再生においては水産業・農林業、商工業、観光という取り組みを設けることを想定しております。

また、新たに立てる未来のための伝承・発信においては、⑪の事実・教訓の伝承、⑫の復興情報発信という二つの取り組みを設けることを想定しており、事実・教訓の伝承については津波復興祈念公園や震災津波伝承施設の整備・運営など、そして復興情報発信についてはフォーラムの開催を初めとする重層的な情報発信などを取り組み項目として想定しております。

そして、下の米印の2のところですが、復興プランに掲げる事業の期間につきましては①、2020年度までの完了を想定する事業、②、2021年度以降も当面の間継続する事業、そして③といたしまして復興の取り組みとして永続的に実施する事業のいずれかに該当するかがわかるように明記いたします。

第5、復興の進め方においては、有識者からの意見等を踏まえた復興の推進、復興に必要な財源の確保について記載することとしております。

4ページをごらんいただきたいと思います。上の表であります、復興基本計画から長期ビジョンへの移行の関係、下のカラーの部分は、四つの柱と12の取り組みの図を記載しております。

それから真ん中の部分、米印で記載しておりますが、復興の先を見据えたプロジェクトである三陸創造プロジェクトにつきましては、復興計画期間内で取り組みを進めた成果として、より具体的な展開が図られてきており、次期総合計画においては、復興実施計画に記載する取り組みの内容に応じて、それぞれのプラン等に振り分け、再構成し、他のアクションプランとも一体となった施策を展開することとしております。

次に、仮称復興推進計画、復興プランの概要につきまして説明いたします。資料の5ページをごらん願います。

まず、初めにの部分におきましては、策定の趣旨として、復興実施計画からの移行、振り返りについて記載するとともに、2020年度までとされている国の復興・創生期間と連動

しながら、必要な事業については最後まで実施することを明記いたします。

また、計画期間は2019年度から2022年度までの4年間と考えております。

さらに、計画の構成として、第3期実施計画の掲載事業を精査した上で引き継いだ事業を記載する旨明記いたします。

次に、復興プランの考え方であります。2の3の重視する視点については参画、連携、交流を第3期実施計画から引き継ぎます。それから、3の(4)のところですが、新たに設ける未来のための伝承・発信について、その取り組みの方向性を記載いたします。

6ページをごらんいただきたいと思います。2の構成事業の概要と実施年度の部分ですが、構成事業につきましては図のイメージのとおり、先ほども御説明いたしました。①の2020年度までの完了を想定する事業、②の2021年度以降も継続していく事業、③の復興の取り組みとして永続的に実施する事業の分類がわかるように明記していきたいと考えております。

それでは、7ページをごらんいただきたいと思います。ここでは、復興実施計画から復興プランへの移行の関係について記載しております。右側の米印に記載しておりますが、これまでの3期にわたる復興実施計画の総括につきましては、別途復興レポートという形で計画期間終了後に取りまとめることを想定しております。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○**関根敏伸委員長** ただいま説明のありました、東日本大震災津波からの復興の取り組み状況について、質疑、御意見等はございませんか。

○**伊藤勢至委員** いろいろな皆様の頑張りのおかげで、インフラの整備につきましては、随分形が見えてきているなど、そういうふうになっているところでもあります。御苦労されていることに敬意を表したいと思います。

今被災地にとって最も大事なことは、復興した後の人口がどの程度におさまるのか。内陸避難を含めていったい何人の人が戻ってくるか、そういうことを考えましたときに復興計画の中の災害公営住宅等の見積もり、あるいはまちづくり等に多大な部分があったのではないかと気持ちはわかります。行った人がみんな戻ってきてくれればいい、もとおりのまちをぜひ取り戻したい。それはわかります。

ですけれども、公のお金をかけて見積もった部分が少し強過ぎたのではないかと。例えば住まいをなくした方がまず1番目には、身内を頼って内陸に避難をするでしょう。お父さん、お母さんは当然、子供も連れていきます。あるいはおじいちゃん、おばあちゃんも一緒に行くかもしれません。だけれども、当面その親戚、身内の家に身を寄せたとしても、当初からその相手というか、身内の方がそういう家を構えているわけではありませぬので、どうしても家庭生活の中においてしっくりいかない部分が出てくるから、多分おじいちゃんおばあちゃん、あるいはそれに類する人たちは、仕事がうまく見つければぜひここで働かなければならないという思いとともに、新たな住まいを求めるものだと思います。

それは、当然のことだと思いますし、悪いことではない。でも、そういうことまで読み

込めたかどうかというのは、これは非常に難しいのですが、誰がいい悪いではなくて、現実を見ていかなければならないと思います。立派なまちができた、住まいはぼつぼつと点在をしている。商店は、当然商売にならなければやる人はいないわけですから、買い物するお店もない、そういうことになりかねないのではないかと。

したがって、あと1年、2年で終わるインフラ整備の仮想といいますかね、そこに立って本当に人口がどの程度まで回復するのか、これをまず調査をしなければ、前に進んでいけないのではないかと思います。

例えば、一昨年の暮れでありましたけども、県土整備部にこの工事関係者が今何人ぐらい沿岸に来ているのか調べてくれということをお願いをしました。13市町村に6,000人来ているということでありました。この方々は住民票を移動してきた方たちだと思うのです。例えば、仕事で沿岸の現場に行っているのだけれども、盛岡方面から通っている人もいますし、住所登録まではしてない、変更まではしてない人たちもいると。あるいは現場が1週間、10日の人たちは、そんなことはしないはずですから、そういう中であって、実態の把握がまずできてないのではないかと、そのように思います。

それから、インフラの整備につきましては、発災後13市町村の議会の議員も、初めは随分北海道の奥尻町に視察に行かれたようであります。この奥尻町というのは、地震津波で青苗地区を初め、相当な被害を受けたわけでありましたが、被害を受ける前の人口は2,700人。それが被害を受けた後の復旧が始まって最大3,500人まで人が膨れたようでありましたが、今現在2,000人を切りつつある。とても町ではなくて村になるのではないかと、そういう状況になっているわけでありまして。

ですから、人がわいわい集まって、インフラの仕事がどんどん進んできた、にぎわいもあると思っているでしょうけれども、まさに潮が引くようにここ一、二年でそういう方々が引き揚げる。さあ、復興計画、まちづくり計画は立派にでき上がった。人がいない、家が建たない。こうなるとは、まさに砂上の楼閣になりかねないわけでありまして、まずそこから始めていくべきではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○熊谷復興推進課総括課長 伊藤委員からの今のお話であります、前回の委員会でしたでしょうか、その際も復興事業が、需要が地域に与える影響についてお話があったと思います。

それを受けまして、現行の3期計画におきましては、地域経済に大きく貢献をしてきた復興事業の完了や、それに伴う工事関係者の減少などの影響についても考慮していく必要があるという課題を掲げているところであります。次の計画におきましても、その部分をしっかりと分析しまして、計画にも盛り込んでいくように検討していきたいと思っております。

○伊藤勢至委員 通告もしないでいきなりやったものですから、申しわけない点があるのですが、この前釜石市に行きましたら、岩手大学の水産関係の研究所が新たに開設をされる。随分遅いなというふうに思っていますけれども、そういう研究開発機関というものは短期大学では無理だと思います。やっぱり四年制大学でなければ時間がない。そういうも

のを水産に限ってというわけではありませんけれども、どんどん沿岸に投入をしていただいて、市町村と本当の意味のタッグを組んで、新しい産業を興していくぐらいの気持ちが必要なのではないと思います。海だからといって何も海水魚に限らず、淡水魚の養殖をしたっていいわけですから、そういう視点を変えて、岩手大学も岡山理大マグロ、近大マグロ、そういうのを目指すのはもう遅いので、河川の水で何かをやるみたいなのをどうですかと言ったら、いや、学長に聞いてみないとわかりませんと言っていましたけれどもね。いかがに思いますか。

つまり、被災を受けたのが沿岸だ、海だという思いをなくしてもらいたいのです。新しい産業を興すというのはそういうことだと思います。特に昨年度はですね、まずイカがだめで、サンマがだめでサケがだめ。これがずっとだめとも限りませんし、あるいはまた続くかもしれません。復活してくれば、これは一番いいことなのですが、新しい産業を興すということは沿岸で内陸の仕事をして、道路が整備されるわけですから、そういうものを使って内陸に送ればいい。そういう発想の転換があつていいと思うのです。そういうことがなければ、第二の奥尻島になりかねないと思っています。

そして、何と申しますか、東日本大震災の10年ぐらい前から地震予知の話がいろいろ盛んになってまいりまして、そうしましたら合併前の田老町に全国の自治体からいっぱい人が来るのです、議会関係者等が。昭和の万里の長城と言われる田老町のどでかい防潮堤を見に来るのです。そこまではいいのですが、その防潮堤の海側に家が建っていることに誰も注目していかないのですよ。防潮堤の外側に家を建てるということは、限りない危険を背負うことですよ。そのためにつくった防潮堤の内側に建てるべきものが、やっぱり浜の関係者が海の仕事が近いほうがいいってことで1軒がぼつんと建てれば、何だ、建てていいのか、俺も、俺もということで、50軒ぐらいの家が建ったわけですが、堤防だけを見て、視察に来た方々がそういうことを全然注目しない。そういうことではいけないと私は思っております。

いずれおかげさまで、この背骨、骨組みは出てきた。そこに人が張りついて、それがなりわいになっていくわけでありますので、まずその基本は、その都市計画がこの人口減少との関係を果たしてやっていけるのかどうか、それを早く検証することだというふうに思うのです。これは県の立場だけではなくて、実際の都市計画や何かを立案したのは市町村ですから、市町村と一緒に、実際人が何人帰ってくるのか、何人帰ってくると見込んでいるのか。当初は500人でしたけれども、今は150人しか来ていません、あと350人はどうしますかと、そういう話まで入っていかなければ、さっぱり進まないのではないかとこのように思っております。時間もかかることではありますから、いきなりではないにしても、そしてそのターゲットは当然、若い人に置いていただきたい、こう思うわけですが、この辺なら局長もお答えいただけるのではないのでしょうか。

○佐々木復興局長 伊藤委員から御指摘がありましたとおり、もともと沿岸地域は震災前から人口減少が進んでいる地域でありました。今回この東日本大震災津波があつて、さら

に人口流出が進んだ面もありますが、一方で復興の取り組み支援ということで、若い方々がUターンで戻ってこられた方もいらっしゃいますし、Iターンで入ってきた方もいらっしゃる。そして、また地元の高校生の就職希望を見ると地元の志向も高まっている。ただ、なかなかミスマッチということで、地元就職に結びついてないという面もあります。

その中で新しい産業、事業を興して、人口定着を図っていくということは非常に大事な視点かと思えます。おとといの土曜日には、いわて復興未来塾を盛岡市で開催しましたが、テーマとして、ことし6月の宮古一室蘭間のフェリー開設を契機とした交流人口の増とか、観光の振興、そういったことで北海道の本間胆振総合振興局長にいらしていただき、また、フェリーを運航する川崎近海汽船株式会社のフェリー部長、それから県北バスの社長であるみちのりホールディングスの松本CEO（最高経営責任者）、そして三陸鉄道株式会社の中村社長にパネルディスカッションもしていただき、その中でいろいろなアイデアも出たところであります。

それから、昨日吉野復興大臣に県内を視察していただいて、釜石市でガントリークレーンを見ていただきました。こういった港湾の活用による新たな動きというものもありますが、もちろんその根底にあるのは道路の整備が進んで、それが契機になったという面もあります。そうした道路の整備が進み、また港湾の利活用が進む中で、新しい取り組みをどんどん進めていくべきだと考えておまして、ここは産、学、行政が連携して取り組んでいきたいと考えております。

○伊藤勢至委員 東日本ハウスの2代目の社長は宮古商業高校卒業の藤澤さんという方でありまして、現在七十三、四歳でしょうかね。この方は、宮古商業高校卒業後、すぐ東日本ハウスに入社をされて、そして18年くらい経ってから、お前北海道に行って新規開拓をして来いと言われ、たった一人で北海道に乗り込んで、200なり、300なりの新築をまとめて稼ぎ上げて、その成果によって2代目の社長になった方です。

今、私は宮古の若い者に、そのくらいの方が宮古市から出ているのだから、北海道は岩手県の4倍ある、人口も4倍ある、広さも4倍ある、そういうところで商売やって旗揚げしてこいとしゃべっているのですが、なかなかそう簡単ではないのです。でもそういう気持ちを持つ若い者を育てていかないと、将来につながっていかないと思っています。

ですから、宮古の人たちに、ボーイズ・ビー・アンビシャスと、そういうことを今こそ植えつけていただいて、2時間も走れば仙台市だ、1時間で盛岡市だ、そういう時間感覚が縮まりますよということをまず根底に植えつけていくことからあるのではないかと、そんなふうに思っております。

局長に感想があれば、伺って終わります。

○佐々木復興局長 御指摘がありましたとおり、若い方々が外に目を向けてひと旗揚げ、できればそれで戻ってきていただくということも非常にありがたいことかと思っております。

我々といたしましては、第3期復興実施計画にも掲げておりますけれども、ビルド・バ

ック・ベター（より良い復興）ということで、単に発災前に戻すのではなくて、よりよい復興をなし遂げようという考え方で復興に取り組んでおりますので、これは2019年度以降もそうですし、次期総合計画においてもそういった考え方で取り組んでいきたいと思っております。

○岩崎友一委員 復興計画は次期総合計画に移行するというのですが、その移行の中で、ちょっと確認というか整理も含めて質問をしたいのですが、資料3の2ページ目の第4の部分の復興推進に向けた取り組みの部分であります。先ほどの説明を聞いておりますと、取り組みの体系としては四つの柱ということで、これまでの復興計画で進めてきた安全の確保、暮らしの再建、なりわいの再生の三つは継続をする。そして、未来のための伝承・発信という部分を新規で追加をするということであるかと思いますが、まず安全の確保、暮らしの再建、なりわいの再生というものはこれまで進めてきた事業を丸々しっかりと全てを網羅した形で引き継ぐという解釈でいいのかどうかという確認が1点。

それと、県では復興を進める上で三陸創造プロジェクト、この中にILCだったり、海洋再生可能エネルギーの関係も入っているのですが、これも復興の先を見据えた取り組みとして進めてきたかと思うのですが、この事業、プロジェクトがどこに行くかがちょっと不明ですので、どういうふうに位置づけられるのかをお示しいただきたいと思っております。

○熊谷復興推進課総括課長 まず、最初のお尋ねの三つの原則の今後の移行のお話ですけれども、こちら安全の確保、暮らしの再建、なりわいの再生の三つの原則にそれぞれ10の柱がありまして、現行の3期計画と全く同様の柱立てで、あとは今後張りつく事業に応じて平成30年度までに終わらないものが張りついているという形になります。

次に三陸創造プロジェクトについてであります。先ほど資料の説明にもありましたとおり、三陸創造プロジェクトについては、その取り組みの状況に応じて、それぞれのプランに振り分けて再構成するというので、例えば三陸創造プロジェクトは五つありますけれども、その中に東日本大震災津波伝承まちづくりプロジェクトというものがあります。こちらについては、今回新しい柱であります未来のための伝承・発信にほぼ移行するものと想定しております。

あとそれ以外の四つのプロジェクトは、それぞれのプロジェクトにおいて、さらに項目立てをしておりますので、その進捗状況あるいは今後の方向の取り組みに応じながら、仮称ですけれども、政策プランにいたり、沿岸広域振興圏の地域プランにいたり、そういう想定をしながら、今後振り分けを検討していく形になります。

○岩崎友一委員 ちょっとわかりづらかったので、確認ですが、これまでやってきた安全の確保、暮らしの再建、なりわいの再生はこの8年間の復興計画期間内に終わらないものに関しては、しっかりと引き継いでやってくということで、まずいいですね。

○熊谷復興推進課総括課長 はい。

○岩崎友一委員 その三陸創造プロジェクトでありますけれども、東日本大震災津波伝承まちづくりプロジェクト以外はほかのどこに流れてくのか、フェードアウトしていくとい

うか、そういうふうにとるのですけども、三陸創造プロジェクトの特徴は、復興基本計画第4章、復興に向けた原則と具体的取り組みに掲げる10分野の取り組みとともに目指す姿の実現に向け、これらの分野を超えて横断的に取り組むという位置づけであったと思います。私はやはりこのプロジェクトも、そのまま次期計画の復興プランに引き継いでやってくる必要があると思います。ILCも道半ば、海洋再生可能エネルギー関係も実証フィールドには選定はされましたが、まだ実用化に至っていない。私はこのプロジェクト自体は三陸の未来に本当につながるいいプロジェクトだと思いますので、この取り組みの体系を四つの柱の中に入れてもいいですし、新たにもう一つ追加して、このプロジェクトも継続して復興プランの中で進めていただきたいと思うのですが、その辺のお考えはいかがでしょうか。

○熊谷復興推進課総括課長 事例を挙げて御説明いたしますと、例えば三陸産業振興プロジェクトというのがありまして、その中の項目で、新たな交通ネットワークを活用した産業振興という取り組みがあります。こちらは、まさしく釜石港のガントリークレーンですとか、外貿ダイレクト航路ができたということで、復興事業である復興道路の整備に伴って、さらなる展開が図られた典型的な取り組みだと思っております。今後については、復興にとどまらない取り組みとして政策プランあるいは地域プランと連動して一体的に推進することで、今まで以上の取り組みが期待されるのではないかという視点で今後位置づけを定めていきたいなと思っております。

それともう一つですけど、新たな交流による地域づくりプロジェクトということで、その中では新たな環境変化に対応した国内外との交流人口の拡大ということで、ラグビーワールドカップ2019などが含まれております。こちら単なる復興プランだけではなくて、全庁的な政策プランなどとの兼ね合いがこれから非常に強くなるという意味で、ますます取り組みを詰める形で定めていきたいと考えております。

○岩崎友一委員 私納得できないのですよね。せっかく三陸創造プロジェクトも復興計画と並行して進めてきたと思いますし、冒頭の局長からのお話でも切れ目ないとか、引き続きとかという言葉はあったのですが、いざ見てみると私にはこの三陸創造プロジェクトがそれぞれ通常事業に移行するということが何か復興のその先を見据えた場合にいかなものかなど。やっぱりしっかりとこの計画の復興プランに位置づけて、やっていくことが重要であるのではないかと思うのですが、局長はこの辺をどのようにお考えになりますか。

○佐々木復興局長 三陸創造プロジェクトについてであります。平成23年8月に今の復興基本計画を立てた際に、その中で章立てをして、三陸創造プロジェクトを位置づけております。考え方としては、長期的に取り組むというような観点から5つのプロジェクトを掲げ、そして中身的にはまだその平成23年度の8月の段階では、具体性が詰まっていないものも含めて、この将来展望ということで掲げたものもあります。

そして、その復興基本計画にも明記しているのですが、この取り組みについてさらに広がって磨き上げられていくことを想定しているということでありました。

そして、第2期復興実施計画、そして第3期復興実施計画において、その時々想定される三陸創造プロジェクトの取り組みについて、一定の工程表等も含めて掲げたところがあります。

その結果、先ほど総括課長から答弁申し上げましたとおり、中身的にはある程度具体的に進んで、いわゆる事業レベル、施策レベルになっているものもあれば、やはりまだ長期的にいろいろ検討をしていくべきものもあろうかということで、その熟度といいますか、今の状況についてはそれぞれ差が生じているところもあります。

その中で、仮に長期的にまだいろいろな検討が必要なものということであれば、恐れ入りますが、資料2で次期総合計画の構成骨子の全体像の中の第7章に長期的政策を横断的に取り組む重要構想プロジェクトというのがありまして、物によっては三陸創造プロジェクトに盛り込まれたものから、この長期政策横断的なプロジェクトに行くというものもあり得ますし、またある程度事業が進んでいるということで、それぞれの政策プランの個別の取り組み、あるいは復興プランの中での個別の施策、事業ということで行くのもあるのではないかということで、三陸創造プロジェクトという今までの5つのプロジェクトの枠をはめたまま進行管理していくよりは、今のそれぞれの取り組みの状況に応じて、ばらしてといいますか、状況に応じてそちらのほうに持っていき、そしてこれまた総括課長から答弁申し上げましたが、復興の枠にとどまらず、全体的に他の施策との連携のもとに取り組んでいくものについては、そちらのほうに位置づけたほうが据わりがいいのではないかとすることも想定し、現時点では案として申し上げたとおりの扱いにしたいということでもあります。

○岩崎友一委員 皆さんの考えもわからなくもないのですけれども、予算特別委員会の復興局の審査でも言いましたが、私自身が被災地にいるもので、過剰に考えてしまっているのかもしれないけれども、やはり復興計画が8年で終了して次期総合計画の中に埋もれてしまうと私は思っているのです。

さらに、被災地の将来を見据えたこの三陸創造プロジェクトは、本当にいい取り組みだと思うのですが、この事業も次期復興プランの中に位置づけられずに、通常事業として取り扱われるというのは、やはりどうしても違和感があります。例えばこの中にILCに関するものもあると言いましたが、ILCも考え方としては、例えば吉野復興大臣もILCは東北の復興の象徴というような言い方もします。我々も復興の象徴という位置づけで文部科学省を初め自由民主党本部にも要望しておりまして、やはりこれは復興とセットでしっかり進めていって、誘致実現につなげていく必要があるのではないかなと考えるのですが、その辺はいかがお考えでしょうか。

○佐々木復興局長 私どもといたしましても、ILCが岩手、東北の復興のために欠かせない取り組みであるというふうに考えております。その上で、この次期総合計画に位置づける際にどういう書き方になるかは今後総合計画審議会あるいは復興委員会の御意見も頂戴しながら考えていきたいと思っておりますが、埋没してしまうのではないかと御懸念に対

しては、事務レベルでは、三陸創造プロジェクトに従来盛り込んでいた取り組みが次の計画の復興プランですとか政策プラン、あるいは重要構想プロジェクトのほうにいった際に、それがわかるように何か表記をする、印をつけるとかそういった形で、これは三陸創造プロジェクトに盛り込まれていた事業だと、それがここに来ているのだということをわかるような表記を考えたいなというふうに思っております。

○岩崎友一委員 まだ、これからの案なのでいろんな委員会をやったり、示しながらまたパブリックコメントもやるのですかね。そういった進め方になるかと思うのですが、今私が申し上げた三陸創造プロジェクトの位置づけというのは、いま一度しっかりと次の計画における位置づけに関して検討をしていただきたいと思います。復興をこれからまだまだ進めていくに当たって、やはり何をもって復興という捉え方をするのか、被災された方々一人一人違って、自分はもう家を再建したし、自分の会社ももとに戻って働いているからもう復興が終わったという人もいれば、新しい家を建てて住んだり、職場がしっかりあっても、もとに戻っただけで、これはまだ復旧だというような捉え方をする方、さまざまな考え方があるかと思うのですが、やはり県の役割としては、被災地、被災者の方々が復興の先は明るいのだという展望をそれぞれが見られるような取り組みをしていただきたいと思います。その取り組みを進めるに当たって、この計画段階から、次はこういった事業があるのだということをしっかり被災地、被災者に示していくことが私は物すごく重要であると思います。

ですから、その計画の策定に当たっては被災地、被災者の方々の視点といいますか、目線といいますか、そういった視点もしっかり反映させる計画にさせていただきたいと思えますけれども、局長その辺どのようにお考えかお伺いをして終わります。

○佐々木復興局長 委員からお話のありましたとおり、次期の計画をつくるに当たっては、県民の皆様方、各界各層からの御意見をいただきながら進めていく考えであります。もちろん、被災地の方々についても同様であります。

次期総合計画の策定、その中に復興に関する計画も入っていますが、策定に当たりましては総合計画審議会と復興委員会。復興委員会につきましては、先週女性参画推進専門委員会を開きましたし、あした総合企画専門委員会を予定しております。また、来週親委員会も予定しております。そういった御意見を伺いつつ、節目、節目でパブリックコメントですとか、地域説明会も予定しておりますので、そういった中で皆様方の御意見を頂戴し、反映できるものはそれを反映させながら策定してまいりたいと考えております。

○岩崎友一委員 最後1点です。多分そういった委員会で、きょうのような説明ですと、そもそも三陸創造プロジェクトが頭がない人は別に何も聞かないわけでありまして、これまで進めてきた取り組みでありますから、今の説明プラス三陸創造プロジェクトはこういった整理が進みますよということも、事前の説明段階からしっかりしていただければと思います。

○千葉伝委員 今の岩崎委員の質問に関連してお聞きしたいと思います。

次期総合計画にあわせて、復興計画を10年という長いスパンで計画するという事で、中身の部分については特に問題はないかとは思いますが、この辺の進め方についてちょっと考え方をお聞きしたいと思います。

現在の総合計画、あるいは復興計画の関係では、3年、3年、2年といったように節目、節目で一つの考え方でやってきたと思います。次の計画も年度ごとの見直しとかはあるのかもしれませんが、通常であればこういう長い計画の場合には、例えば大きく3年ごととかそういったあたりの大きな区切りをつくって見直し、その時点で見直しをするといったようなお考えはあるのでしょうか。

○**小野政策推進室政策監** 次期総合計画の見直しについてであります。長期ビジョンにつきましては、策定に当たりまして、議会に御提案いたしまして、議決を経て策定するといったこととなります。社会経済情勢の大きな変化などを踏まえて、長期ビジョンについて見直しが必要という場合につきましては、当然改めて見直しを行い、議会に対して御説明し、議決を頂戴するといったこととなります。現行の県民計画につきましては、10年間見直しは行わず、来年度で満期を迎える状況であります。

なお、アクションプランにつきまして、どのような形で進めていくか。やはりこれにつきましても、これまで議会でもさまざま御意見いただいております。特に指標の関係などもあります。次期アクションプランにつきまして、どのような形で見直しを行っていくか、これについては現在検討中でありまして、今の段階でまだお答えする状況にありませんが、いずれやはりそういった状況変化を踏まえて、毎年度、毎年度といった形がいいのか、あるいは途中段階でといったこともあるかと思いますが、そこについては、また次期総合計画、特にアクションプランの策定にあわせまして見直しの仕方については検討を進めさせていただきたいと思います。

○**千葉伝委員** 総合計画の部分については、それぞれ今のお話で一気に10年間の計画を進めるという話にはならないと思います。そういったあたりの進め方については、先ほどお話があったのですが、有識者を含め、あるいは市町村を含め、話を聞いた上で進める、これはそのとおりです。

復興の関係でも私は同じこと言えるのではないかなと思います。次の復興計画を復興プランに基づいて進めていくよと。そうした場合に、国の復興庁は3年後に廃止ということですよ。そうしますと国は、そこではスッと終わる、こういう話ではなくて、吉野復興大臣もその後の事業展開もこれからいろいろと考えなければならないという話を復興の関係でもしているわけでありまして。したがって、今度の長期ビジョンでやる場合には、例えば3年後には、国から新たな計画等も出てくるやのことも考えながら進めなければならない。したがって、今ここで進める分はそれでいいのですが、国の新たな展開があった場合にはその時点で、私は計画の見直しというか、それも必要になってくるのではないかと思います。

それから、これから市町村と連携をとりながらということでもあります。市町村とのやり

取りの中で、復興計画についてもこれで終わりということではないということで、先ほど伊藤勢至委員からも人口を含めたこれからの状況が大分厳しい状況になってくるという話がありましたけれども、こういうことを考えれば、やはり国と市町村、そういったところとの整合性、あるいはいろいろと連携を図りながら進める。こういう部分からすれば復興の部分についてもその時々におけるきちとした基本に近いところがもしかすれば変わるかもしれない、そういったこともあり得るかもしれないということを踏まえた上で、私は必要ではないかなと思うのですが、復興の関係ではいかがでしょう。

○熊谷復興推進課総括課長 ただいま千葉委員から御指摘がありましたとおり、国の復興・創生期間が2020年度までということであり、そこで財源の関係も含めて環境変化は予想される場所ですので、よく注視していく必要があります。

今回の復興プランにつきましては、他のアクションプランと同様、2019年度から2022年度までの4年間ありますので、国の復興・創生期間をまたいで4年間つくることを想定しております。

先ほど申し上げましたとおり、2020年のところでは国の動きがあると思いますので、その時点で見直し等が必要であれば検討が必要なものと考えております。

○千葉伝委員 ぜひそういったことを進めながら計画を確実に実施していくということで、私は進めていただきたいと思います。

最後に、いずれにしてもこの事業をやるといえば、要するに事業費、予算ということが当然伴ってくる。こういうことからすれば、絵にかいた餅にならないように計画の推進を図る上では、予算の確保と最後のほうにありますよね。必要な財源は確実に確保し、という書き方をしているわけでありまして。それは県がいかに進めようとしても、国との関係が当然出てくると思うので、その事業費、予算の確保といった部分はしっかりと取り組みを進めていただきたい、これは要望です。局長、一言あれば。

○佐々木復興局長 私どもといたしましても、必要な事業の予算の確保ということが重要な課題であると考えております。2020年度までは国の復興・創生期間ということで、財源の確保は図られるものと考えておりますが、我々としては、特にソフト事業等で、心のケアですとか、なりわいの再生に対する支援について、引き続き2021年度以降も手厚い対応が必要ではないかと考えております。

一方で、国では復興財源もなくなるのだから、できるだけ通常事業に移行するようにと、そういうことを今から考えてほしいということも話としてはあります。そういったことについて、今の被災地の現状はこうで、今後の見通しがこうだからということをしつかりと理屈を立てて理由づけをして、国に対して最後まで寄り添った支援をお願いしたいということを引き続き要望していきたいと思っておりますし、その理由づけ、理屈づけのところについては、次期の計画を立てる段階で各部局といろいろ協議しながらしつかりとした考え方を構築していきたいと考えております。

○工藤大輔委員 それでは数点お伺いしたいと思います。

まず、この復興推進計画についてですが、先ほど来の説明からしますと、この復興推進計画、復興プランは、4年の計画だということのようであります。復興推進計画を計画期間が10年の次期総合計画の中に位置づけるとすれば4年以降の姿、10年後の姿というものもあわせて示すべきではないのかなと思います。そうでなければ、4年の計画であれば別の計画にして、そこでしっかりと推進する。そうではなく計画期間10年の次期総合計画に盛り込むのであれば、4年の後の残り6年にどのようなことが必要なのか、そして、10年後の姿を復興の真の姿として県民に示しながら、ともに復興事業を進めていくということを、さらに明確に次の総合計画の中で示すべきだと思いますが、その点についてお伺いしたいと思います。また、今後組織も4年で終わるのか、あるいは復興計画に盛り込んだとすれば、10年しっかりと組織を置いて被災者に寄り添って真の復興を目指すのか、あわせてお伺いしたいと思います。

○熊谷復興推進課総括課長 今後の復興推進の基本方向ということではありますが、長期ビジョンの第5章におきましては、復興推進の基本方向ということで、先ほどの説明資料で言いますと、資料3の2ページになりますが、第5章の第1で復興の位置づけ、第2で復興の目指す姿、第3で推進の基本的な考え方という項目を設けて記述をする予定としております。先ほど工藤委員から御指摘のあった点も踏まえて、そのような趣旨も記載していければと考えております。

それと、次に復興の推進体制についてであります。県の推進体制については、全庁的には東日本大震災津波復興本部を設置しまして、知事、副知事、各部局長を構成員としていますが、ここでは復興の総合的な方針決定ですとか、各部の復興の取り組み状況を定期的に情報共有しておりますので、こちらについては引き続き開催する予定としております。また、外部の委員会になりますが県内の産、学、行政の代表で構成します東日本大震災津波復興委員会、またその下に専門分野の有識者から成る三つの専門委員会もありますので、これらのほうでは復興の進捗状況ですとか、来年度におきましては次期総合計画の策定についても、御審議をいただく予定です。こちらについては、任期的には来年度いっぱいとなっておりますので、その後の外部からの意見の求め方については、今後検討していきたいと考えております。

○工藤大輔委員 先ほど言いましたように10年間の次期総合計画の中に盛り込んで、セットでこの復興を進めるというのであれば、確認ですけれども、4年のこの復興プランの4年後の6年の計画もしっかりつくるといふこと、そして組織もしっかり置いて取り組むということによろしいですか。

○佐々木復興局長 長期ビジョンにつきましては、10年間の計画ということで、復興もその中に1章を設けておりますので、10年間こういった復興推進の基本方向のもとに進めていくということであります。

一方、アクションプランにつきましては、他のプランとあわせて今の想定では4年、4年、2年でやっていくということでありますので、仮称復興プランにつきましても、現時

点では4年間は計画を立ててしっかり取り組んでいくということであり、その第2期以降の扱いについては、復興の進捗状況を見た上で、またそのときに検討することになるかと思えます。今回、先ほどの冒頭の説明でもお示ししましたとおり、2020年度までに終わらせる事業と、それから当面の間は継続していくべき事業、そして特に復興の発信ですとか伝承とか、これは永続的に進める事業というものがありますので、そういったそれぞれの事業のボリューム等も見ながらプランとしてどういうふうに位置づけていくかということは、第2期以降についてはまたそのときに検討させていただきたいと考えております。

○工藤大輔委員 10年間の総合計画の中に組み込んで、セットで10年間取り組むということが必要なのだと思えます。ですから、そのところが明確になっていかないと、復興計画は総合計画の中に盛り込んだほうがいいのか、4年間はきちんと決まっているけれども、その後は少し状況を見て、なくなればそのままだったり、あとは一般の事業に振り分けるといったことだけではなくて、しっかりと取り組むという姿勢を示すことが必要なのだと思えます。そうでなければ別途の計画で、復興は復興として必要な期間を明確に示しながら必要な事業を盛り込むという方向性にすべきなのだとは思うわけであり、その辺についてはちょっと考え方が違うのかなと感じたところであります。

あと、先ほど千葉伝委員からの質問にもあったのですが、復興庁の次の組織の関係ですけれども、県とすれば今の岩手の復興状況とこれからの事業について、復興庁の次期組織についてどのような形の何を要望しながら、今復興庁、国と話を進めているのか、国としてどういった組織が必要だと感じているのか示していただきたいと思えます。

○熊谷復興推進課総括課長 国の復興庁の組織の関係ですが、具体的には2020年度以降の国の組織のあり方について、岩手県に意見を求められているということは現在のところありません。ただ、各事業レベルにおいては、進捗状況のヒアリング等が行われておりますので、その際に、この事業は何年度に終わるのだという話ですとか、どういう工夫をして終わらせるのだといったようなやりとりを工事所管部局が中心ですけれども、行っていると聞いています。

○工藤大輔委員 必要な時期にしっかりと要望していただきたいと思えます。

あと、三陸創造プロジェクトの関係ですけれども、先ほど岩崎委員からも話がありましたが、やはり復興プランのほうにも三陸創造プロジェクトを継承すべきではないかと思えます。これは三陸の真の復興の姿を示す上で検討したのもであったり、またそれに向けた事業が多く盛り込まれているということもあるので、ここでちょっと一回切るのではなくて、やはり継続が必要なのかなというふうに感じたところであります。ただ、三陸創造プロジェクトは、次の総合計画10年間の取り組みの中で、一回整理する必要があると思えます。というのはILCの関係なのですけれども、ILCは、東日本大震災津波からの復興の象徴として確かに県でも求めてきたと思えます。ただ、ILCの本質とか中身からすれば、震災復興とセットでいいのかどうか。これはやはり単独で取り組むべき事業ではな

いのかというふうにも思います。最初はやはり誘致だとか、あるいは岩手にということへのアピールする題材とすれば、この三陸創造プロジェクトの中に盛り込みながらやったことは、それはそれでよしとしますが、これからはちょっと違うのではないのかというふうにも思うのです。やはり研究の中身だとか、復興とはまた別次元の話ですので、それを明確にするためにも三陸創造プロジェクトとは分けてしっかりとした取り組みとして進めるべきではないかと思いますが、考え方を伺います。

○小野政策推進室政策監 I L Cの次期総合計画への盛り込み方についてお答えします。資料に次期総合計画の構成骨子案をお配りしておりますけれども、その中の第7章であります。新しい時代を切り開く重要構想といたしまして、より長期的な観点に立って戦略的に取り組む新しい時代を切り拓く取り組みを、今後具体的に検討してまいりたいと考えておまして、I L Cにつきましても、現在どのような具体的な重要構想を盛り込むのかといったことについては、検討しておりますけれども、その中でI L Cの誘致に関する進捗も踏まえながら、今後ここに位置づけていく方向で検討していきたいというふうに思います。その際に委員からお話がありました、どういうふうな位置づけにするのか。やはり岩手だけではなく東北、あるいは日本、世界的な観点からI L Cをしっかりと盛り込んでいく必要もあると思いますし、また、これまで国あるいは国際的にも御説明する中で、復興の象徴といった形で働きかけを行ってきたといった経緯もありますので、そういったことも踏まえて、どういうふうなここに位置づけていくのかということは改めてしっかりと議論をして、検討していきたいというふうに考えております。

○熊谷復興推進課総括課長 I L C以外の三陸創造プロジェクト、五つプロジェクトがありますが、3期計画に位置づけているプロジェクトの中で、さらに項目が幾つかありますので、その項目ごとに現在の進捗状況でしたり、今後の取り組みの方向性をそれぞれ確認しながら、今後の対応方針を決めていきたいと考えております。

○工藤大輔委員 それぞれ行おうとするものがどこの計画の中に盛り込まれるのか、そしてどういった体制でやるのかということが明確になっていかないと、時としてその評価も含めてぼやけてしまうということが言えるのだと思います。そういった意味からも、これから、今計画づくりを進めているわけではありますが、特に復興の面については、よりはっきりしっかりわかるような形で進めて、そして内容も体制も明確にしていきながら積極的に取り組んでいくことを望みたいと思います。

あと計画全体について伺いたいのですけれども、幸福をキーワードとしてその評価に用いるということの中で、やはり幸福追求権を意識する県民の意識の醸成ということも、私は必要なのだと思います。県の中で事業の評価として、一つの基準として幸福ということを用いるというのは、単なる行政の評価だけであってはならない。やはり幸福を評価基準に用いるのであれば、幸福とは何なのかということ、そしてまた、幸福に対する意識の醸成を求める、つくっていく必要もあろうかと思いますが、どういった事業でそれらを醸成していくのか。そしてまた、その行政の評価においてもこれまでもイベントを開催した

からAという基準であったり、何人の人が集まったからAというような評価基準の中でやってきていますが、幸福という人の本質を追求するような、本質にかかわるようなことを評価に用いるのであれば、行政もより明確に事業の評価、それがどのような効果があったのかということについてまで、もっともっと深掘りして評価をしていかないと、上辺の幸福の評価になりかねないと思います。ですので、この幸福をキーワードとする次の計画においては、県民の意識の醸成と、この事業の評価等をもっと明確にやるべきだと思いますけれども、どのように考えているのか取り組むのかお伺いします。

○小野政策推進室政策監 次期総合計画への幸福度、幸福指標の盛り込み方といったことであります。岩手の幸福に関する指標研究会で、有識者の皆様に研究していただきました。その結果、昨年9月に報告書をいただいたところであります。その内容によれば、大きく県民の皆様の主観的幸福感、あなたは幸福ですかというものもありますけれども、一般に人が幸福について考える際の主観的領域として12のものがあるだろうといったことで、仕事から自然環境まで主観的指標といった12の領域に分割して主観について捉える必要があるだろうといったところが1点。それから、それに加えて客観的指標といったところで、研究会報告書では再掲も含めましてあわせて96の指標を例示いただいております。主観に加えて客観的な観点からもどういうふうな状況にあるのかといったことがわかる指標についてあわせて設定する。主観、客観あわせる形で県民の幸福感、幸福度について把握していったらどうかということでもあります。また、他県、先進の自治体等の例、あるいは国の内閣府等の研究報告書を見ましても、やはり主観のみならず、ある程度客観で捉えるといった点、それから主観的なものについては、単なる漠然としたものではなくて分割して、それをさまざまな領域に分けて把握することが重要といったことで、先行の取り組みがありますので、こういったことも踏まえまして、県といたしましてはこの研究会からいただいた報告について、主観的幸福感、そしてそのための主観的な指標、そして客観的データを合わせる形で幸福度をとっていくことができるといふふうに考えております。

この1月、2月ですけれども、県が行っております県民意識調査、5,000人調査であります。3回目の幸福に関するアンケート調査を行ったところであります。このまま引き継いでいくのか、あるいは少し見直しを行うのかということは、これからの検討になりますけれども、主観的な部分につきましては、こういった形でしっかりと把握をしていく、定期的に把握していくといったことが重要かと思っております。

それから、研究会の報告書からいただいております客観的指標、データ部分ですけれども、県といたしましても、まずは有識者の方々からいただいた96の指標をもう少ししっかりと受けとめて、どういった指標が適切なのか把握、検討を進めてまいりたいと思っております。

先ほど工藤委員からお話がありましたように幸福度を導入するに当たっては、これまでよりもしっかりと幸福度の観点を抽象的なものにとどめず、さらに政策に落とし込んでいくことが重要というふうに考えておりますので、この主観、客観どちらの指標につきましても、評価にたえられるものになるように検討を進めてまいりたいと思っております。

○**齊藤信委員** 最初に、復興実施計画第3期の進捗状況についてお聞きします。安全の確保でDランクが8指標、暮らしの再建で6指標、これは平成29年度計画値に対する進捗率が60%未満ということでしたが、なぜこんなにおくれているのか。これは2020年までに実施される見通しなのか、少し詳しくお答えください。

○**和村まちづくり再生課総括課長** 復興実施計画第3期の進捗状況ではありますが、安全の確保につきましては、現在防潮堤等についておくれているところがあります。県の復興計画の期間は越しますけれども、国の復興計画の期間中には終わらせる方向で現在考えております。2020年度までに終わらせる方向で現在考えております。

それから、暮らしの再建につきましても、住宅再建の部分で若干おくれが目立っております。これにつきましては区画整理のかさ上げ等でおくれていますけれども、2020年度までには完了する方向で現在進めております。

○**中野保健福祉企画室企画課長** まず、医療機関の部分ではありますが、平成29年度の移転新築の計画値が4カ所で、実績値が1、仮設医療施設から恒久医療施設への移行の部分については計画値が6カ所で、実績値が3カ所となっております。これについては土地区画整理事業との調整等があり、おくれているものでありますが、いずれ平成30年度まで含めて、引き続き支援をしてまいりたいと考えております。

保育所の児童福祉施設の関係ではありますが、平成29年度の計画値が7カ所で、実績値が5カ所となっており、残りは2カ所ということですので、これについても引き続き再建を支援していくところであります。

○**齊藤信委員** おくれはおくれでリアルに見て、やっぱり見通しもしっかり示していただきたい。

2つ目に、今度の復興ビジョンと復興プランの関係について、私は基本的にはこの方向でいいと思います。同時に、丸7年が経過して浮き彫りになった新しい課題というものを鮮明にすべきだと思います。単なる事業の延長継続ではないと思うのです。例えば、被災者の生活再建というのは復興の中心課題だと思うけれども、2月末でまだ5,778人が応急仮設住宅にいます。これから集約化されると思うけれども、この集約化される被災者の方々の苦しみというのは大変なものだと思います。こういうところには集会所に支援員を配置するとか、そういうことをしっかりやっていかななくてはならない。

もう一つは災害公営住宅、これも2月末で入居者は4,538世帯、8,213人なのです。1月末でやっと仮設住宅より災害公営住宅のほうが入居者が多くなったのですよ。これ1月末ですよ。それで何が起きているかという、新たな孤立化、孤独化です。これは丸7年を迎えたさまざまな特集番組でも紹介をされていましたが、そういう災害公営住宅での孤独死を絶対生まないようにする。孤立化、孤独化を解消する手だてというのは、私は阪神・淡路大震災の教訓をしっかり踏まえた取り組みをやるべきだと。阪神は20年たっても毎年孤独死が数十名出ているのです。今21年目ですけれども、孤独死はもう1,100名近くになっていますよ。だから、こういう新しい課題にどう対応するのかということ

明確に示すビジョンであり、プランにすべきだと思いますけれども、いかがですか。

○**工藤生活再建課総括課長** 委員御指摘のとおり、今なお多数の皆様が応急仮設住宅で生活していらっしゃいます。住宅再建が最大の課題ということでありまして、恒久的な住宅への移行を進めるということにつきましては、市町村で一人お一人の意向確認とか相談対応を行っておりますし、県としましては岩手県内陸避難者支援センターが相談支援を行ったり、被災者相談支援センターで専門家が相談対応を行うなど連携して支援を行なっているところでありますが、引き続きしっかりと取り組んでまいります。そして、応急仮設住宅で取り残され感を感じたりされることのないよう、移行されるまでの間につきましても、居住環境の維持ですとか、生活支援相談員などの個別訪問による見守り活動などを市町村、関係機関と連携しながらしっかりと行ってまいりたいと思っております。

それから、応急仮設住宅から恒久的な住宅、災害公営住宅とかに移られた後も孤立するということがないように対応していくことが大きな課題でありますので、そういった新たなコミュニティ形成の支援など、住宅再建後も安心して暮らすことができるような生活環境の実現を図っていくことを大きな課題と認識して取り組んでまいります。

○**斉藤信委員** 復興プランの2ページ目のところで、暮らしの再建というのが③、④、⑤、⑥、⑦とこういうふうになっているのですが、私はこの生活・雇用と地域コミュニティというのは一体の課題になっているのではないかと。こういう順番だと離れてしまうのだよね。だから生活・雇用というのと地域コミュニティの確立というのは、もっと一体のものとして位置づける必要があるのではないかと。本当に阪神・淡路大震災の教訓を生かした対策を岩手県では講じるという、ぜひそういうプランにしていきたい。

新しい課題という点でいえば、なりわいの再生の問題ですけれども、漁業・水産業が大不漁ですね。例えば水産加工業に限って言えば、88%が再建したけれども、原材料の高騰で、今まさにこれから営業を継続できるかできないかの新たな瀬戸際に来ているのだと思うのです。だから、この点でいけば、再建したからというのではなくて、今の新しい危機、新しい問題を打開するような方向性を今度のプランでは示す必要があるのではないかと。例えば浜値、いわゆる今の原材料価格なのですけれど、5倍に上がっているのもあるのです。だからそういう原材料価格の補助だとか、そういういろいろな問題について打ち出す必要があるというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○**伊藤水産担当技監兼水産振興課総括課長** サケ、サンマ、スルメイカと不漁になっておりまして、加工業者は特に原材料の不足等で非常に苦慮しているということは、復興の調査でもそのような結果が出ております。基本的には代替の原料を確保するとともに、加工業の体質を強化していくために、例えば、新しい商品をつくる場合の補助等、これは国の制度でもありますので、こういうものを有効に活用しながら今後の加工業の振興を進めていく必要があると考えておりますし、次の総合計画におきましては、サケ等の不漁対策も含めてどのように進めていくのかをしっかりと計画に落とし込んでいきたいと思っております。

○齊藤信委員 恐らく今のサケ、サンマ、スルメイカの不漁というのは1年、2年でめどがつく課題ではないのだと思うのです。中長期的な対策と緊急対策を、私はしっかり統一して進めることが必要だと思います。

3つ目の新しい課題は、商店街の再建とまちづくりなのです。特に被害の大きいところ、陸前高田市だとか大槌町、山田町ではやっと商店街の姿が見えてきた。やっとまちづくりの姿が見えてきた。丸7年かかってこういう状況ですよ。

一方で、新しい問題になっているのは、まちなかの区画整理をやったけれども、空き地が目立つと、住宅が再建されないという問題ですよ。だから、やっと商店街が再建され始めてきた、そういう状況の中で、商店街の再建とまちづくりをどう成功させるのか。これまた全国に前例のない新しい課題だと思うので、この点についても現状を明確に把握しながら、新しい手だて、対策の方向を示す必要があるのではないかと思います、この点いかがですか。

○高橋経営支援課総括課長 商店街、商業施設とまちづくりの関係ですけれども、市町村ではまちなか再生計画ですとか、全体の計画をつくって、その中に住居、住宅部分とか商業エリアということで、全体的にコンパクトシティ化のような計画も掲げたりしながら、そういう住民の方々に来てもらえるような形でのまちづくりというものをつくった上でいろいろ整備を行っております。ただ、時間がかかっているということで、なかなか当初想定したとおりのペースで戻っていないというようなところもあります。逆にお店があるから人が来るのか、人がいるからお店が出るのかという順番もありますけれども、市町村でもそういう意味で再建を早くしてもらいたいという部分と、再建したお店の支援という部分は課題だということで、我々もソフトの部分の支援なども行って、引き続き市町村とも連携しながら進めてまいりたいと考えております。また本設移行の人たちには、どの時期にというような意向調査なども市町村で把握しながらまちづくりを進めていますので、その部分は引き続き連携をとって進めていきたいと考えています。

○齊藤信委員 土曜日に野田村で7年の集いというのがありましてね、野田村長の講演もいただいた。あそこは防災集団移転事業も、そして区画整理事業もいち早く完成しているところです。そこでも空き地が目立つと、区画整理事業はね、こういう話でした。まだまだいいほうだと思いますよ。

しかし、これから完成するところは目立つところではないのです。普通、大手スーパーが進出するときは、商圈人口があって進出するのですよ。これが常識なのです。しかし、復興の過程では商店街、まちづくりを先行させざるを得ないという点で私は前例のない取り組みと言ったのですが、それだけに陸前高田市なんかではおこなっているけれども、行政、事業者、専門家が今までになく一体となった取り組みをしているのも事実です。そういう点から言えば新しいまちづくりを成功させるかどうかもこれからの新しい課題なので、しっかりそういう点も位置づけてやっていただきたい。

そして、緊急の課題としては仮設店舗です。12月末段階で344の事業者が仮設で営業し

ている。しかし、来年度中に入居期限が来て、退去を迫られている。本設展開する前に退去を迫られたら潰れざるを得ないのですよ。私は、これは緊急課題として中小企業庁がせめて復興期間の10年間は、仮設店舗の入居期間を延長するという判断を年度中にも行うように強く求めるべきだと思いますが、この点についてはどうですか。

○高橋経営支援課総括課長 仮設店舗の関係ですけれども、震災直後に中小機構が整備した仮設店舗施設は、現在は市町村に移管されております。ですので、使用期限自体はそれぞれの市町村の判断で設定しているのですけれども、市町村によって被災の状況ですとか復旧の状況、まちづくりの全体の流れを踏まえて、各事業者と利用の関係を決めているものです。

ただ、一方で仮設施設を集約するとか、撤去するといった場合の費用を国が支援する制度の期限もあって、市町村では入居期限について、そこも踏まえている部分もあると伺っています。その部分については、我々も延長は要望しておりますけれども、これについては引き続き市町村とも具体的にどの箇所でいつごろまでといった話もやっていますので、引き続き支援制度の延長については要望してまいりたいと思います。

○斉藤信委員 陸前高田市や大槌町、山田町では、既に震災で4割以上の事業者が廃業しているのですよ。だから今も仮設で頑張っている人たちは、相当に頑張っている人たちですよ。だから、私はこういう人たちの営業を守ることなしに商店街の再建とかまちづくりは成功しないと思うので、ぜひ国の制度は何としても延長させるし、あと市町村もただ退去期限を押しつけるだけでなく、やっぱり営業継続の思いを受けとめて、その可能性を实らせるような対応にしていかななくてはならないのではないかと思います。

それと子供の心のケアは、予算特別委員会でも質問して2月末で7,021件、去年をもう既に超えて急増していると。これは、私は恐らく本当に5年、10年というスパンで継続していく必要がある事業だと思う。教育委員会がやっている心とからだの健康観察、これ聞いたらね、あした公表だというのですよ。議会が終わってから公表というのは全くナンセンスだ。こういう大事な調査結果は議会中に明らかにして、議会でも議論できるようにすべきだったと私は思うのだけれども、この点についてお聞きしたい。

○鈴木教育企画室企画課長 心とからだの健康観察の集計結果の公表についてであります。この調査につきましては、学校現場等での調査結果を集計して、まとめてというような作業をしておりますので、集計、数字について精査し次第公表しているものでありまして、議会の日程等とちょっと合わないことあるかと思うのですけれども、昨年度よりも今年度は早く公表できるといったようなことで努力はしているところでありますので、御了承いただきたいと思っております。

○斉藤信委員 議会の日程というのは決まっていることなので、議会中にそういうのは報告できるようにスケジュールもしっかりやっておく必要があるのではないかと。

最後ですけれども、全体として復興推進計画第3期の平成29年度の計画値に対する進捗率が80%以上の指標が92%ですか、これは私は評価したいと思います。ただ、沿岸市町村

では復興に大きな格差があります。陸前高田市は来年度の予算 895 億円。ことしより 16% 予算がふえるのですよ、区画整理事業等いろいろな事業がね。だから、復興に大きな格差が生まれている。釜石市長も、陸前高田市長も言っていましたけれども、被害が一番大きくておこなっているところを基準にして復興の取り組み見てほしいのだと。だから、全体こうだというだけではなくて、被害の大きいところは、こういうふうにおこなっていて、これから本当に進めていかななくてはならないという状況もわかるようにして、また、期限が来たから今までの支援は打ち切りますという一律的な対応、これは国がそうなのですけれど、そういうのも改めていく必要があるのではないかと。これは局長にお聞きしましょう。

そして、最後の最後に、総合計画について、これは最後にお聞きしたいのだけれども、第 6 章、政策推進の基本方向 8 プラス 1 なのだけれども、率直に言えば幸福度ばかりで、本当に政策の基本方向はこれだけでいいのだろうか。社会保障はどうするのか、産業振興はどうするのか、それがちょっと見えないのではないかと思うのですよ。健康・余暇といったって、これに私たちの医療福祉、介護、そういうものは全部この健康に含まれるのかどうか。

あとは、産業振興なしに雇用も守れないのですよね。だからそういう大枠の問題というのは、復興をキーワードにするというのはいいのだけれども、政策の基本方向といったときに、そういう大きな県政の柱というのを見えるようにすべきではないのかと、このことを聞いて終わります。

○佐々木復興局長 復興の進捗状況につきまして、その市町村によって被災の程度も違いますので、現時点で進捗状況に差が生じているということは我々も認識しております。総じて沿岸北部のほうのハード事業は、かなり進捗しております。一方で、沿岸南部のほうはまだ復興工事の真っ最中というところもあります。県といたしましても、それぞれの市町村の状況に応じて寄り添った支援をやっているところでありまして、県の復興に係る予算ですとかマンパワーの支援も沿岸南部のほうにシフトしているところでもあります。今後ともそれぞれの市町村の状況に応じて一日も早く復興が進むように県としても支援してまいります。

○小野政策推進室政策監 次期総合計画の政策の 8 プラス 1 の関係でありますけれども、現在の県民計画につきましては、例えば七つの政策といったことで、産業、雇用あるいは農林水産業と、まさにいわゆる政策の柱という形で立てております。次期総合計画につきまして、現在検討しているものにつきましては人に着目し、幸福度といったところに着目して、本日御説明いたしました 8 プラス 1 の政策分野を立てようとしているものであります。

一方で、委員御指摘のように、例えば産業振興、今で言いますと産業雇用、それから農林水産業が、これはどこになるのかといったこと、人に着目して仕事・収入といったところで、その中にやはり産業、農林水産業あるいは雇用分野が含まれてくることとなります。なかなかそこが、大項目の中で見えづらいのではないかとといった御指摘もあります。2 月

に行われました総合計画審議会の中でも、そういった意見を頂戴しております。

そういったこともあります。一方で人に着目する、県民目線でといったところは、もう一つ次の計画のポイントとしてあるかと思えます。そういったところは大切にしつつ、やはり産業面がどういうふうになるのかといったところが表面に出てくるように、そこは表現の仕方あるいは、これは何のためにあるのか、個々の県民にとってはこういったことを目指していますと。そのために社会あるいは産業、大きな塊とするとこういったところを目指すのですといったところをしっかりとわかるように政策を書き込んでまいりたいと、そこは留意してまいりたいというふうに考えます。

○田村勝則委員 手短にいきたいと思えます。いのちを守り海と大地と共に生きるふるさと岩手・三陸の創造ということで、復興基本計画が進められているわけですが、復興の進め方として、市町村と連携した取り組みというところがあります。個別の話はまずなしにして、そこだけのポイントで一つの提言を申し上げておきたいと思えます。今までいろいろ取り組んできた県としての事業が目標値を上回っていても、実際それがその事業が終了した後しっかりと活用されたり、前に進んでいるかということの点検がなされていない部分について、私は現場の声として聞いております。

今後、そういう点をしっかりと市町村と連携した復興の取り組みの中で、機関のようなものをつくって広域振興局が中心になる部分と、県の本庁が扇のかなめの役割を果たす部分があると思えますけれども、そういう点の仕組みづくりをしていかなければいけないのではないかと思います。例えば、なりわいの再生では漁業なども、いまいま水揚げがなくて厳しい漁家もあれば、養殖で今はいいけれども、その次がというようなこともあったりして、やはり漁業組合とか法律の制限等もあったりするとは思いますが、そういうところの見直しも必要になっているというようなどころも出ております。

あるいは、農業では中山間地の整備率、沿岸地域を見ますと 51%なわけですがけれども、これもいろいろな制約があります。やりたい人はいるのだけれども、例えば山田町の中山間地を整備したい宮古市の人があります。ところが、山田町の住民でなければいけないという制約があったりして、この辺は改善できていく部分もあるのではないかなということも私のところにも相談が来ているようなことがあります。ここに各自治体の課題が書かれておりますけれども、取り組みの状況の中に、これは先ほど齊藤信委員もお話ししていましたが、個別の自治体とのいろいろな関係が出てくると思えますので、その辺をしっかりとやはり現場にまず足を運んで状況を把握しながら、もう少し従来のような大きな活力を戻すように、なかなか難しいにしても、前に進めるための課題解決の取り組みができるのだらうと思えます。基本は市町村と連携した復興の取り組みということでありますから、具体的な政策を考えていることがあればお聞きしたいと思えます。

○熊谷復興推進課総括課長 市町村との連携については一番重要な部分だと思っておりまして、復興局長が首長訪問するというのももちろんですし、我々も各市町村の復興担当部局の担当者としてエリアごとに定例的に会議をやって、それぞれの復興状況を報告し合い、

共有するという機会を設けております。さらに広域振興局では、現地復興推進本部ということで、市町村とか関係団体をメンバーにした復興の情報共有の場を沿岸と県北の広域振興局に設置しておりますので、そういった体制というか、推進の場も活用しながらお互いの課題の共有ですとか、進捗状況を共有しながら、復興に取り組んでいきたいと思っております。

○飯澤匡委員 局長に基本的なことをお伺いしますが、次期総合計画の中の復興計画では、対象の復興地はどのようなふう限定していますか。例えばですね、もう答えを言いますが、岩手県だけこの東日本大震災津波というふうになっているのです。宮城県、福島県は違うのです。岩手の県南はまだ放射線被害の問題があり、また内陸においても 3.11 以降に大きな被害があつて、弊社の社宅にもまだ被災の方がいらっしゃいます。次期復興計画の中に内陸被害のことについては書いていないのですよね。どういった考え方できょうの資料を出されたかお知らせください。

○佐々木復興局長 東日本大震災津波からの復興に係る計画でございますので、当然沿岸被災地、沿岸 12 市町村は対象でございますし、また内陸におきましても、今内陸の災害公営住宅も建てております。そういった中では、岩手県全域を対象としているものと承知しております。

○飯澤匡委員 だったら書かなければだめではないですか。書いてないではないですか。そこはきちんとやっていただきたいと思っております。その点については、ちゃんと整理してください。

私も被災の 3 日後くらいに陸前高田市に入りましたが、カメラのレンズも向けられないほどの惨たんたる状況でした。それを考えれば、内陸については、もう既に復興も終えているという立場にある。ただ気持ちとしては、内陸からも後方支援するというような気持ちもしっかりと酌み取りながら、この復興計画を立てていかないといかんと思うわけです。これがまず第 1 点。

それから、2 点目は、復興局の言う幸福追求権、これに従って復興を進めていくということについては、何ら異議はありませんが、復興計画が新しい総合計画に入っていく中で、幸福の指標という幸福を目指すということと、幸福追求権と私的な幸福を目指すという狙いとは政策方向が違うのだらうというふうに思います。ですから、今のままでその中に組み込んでいくと非常に県民、また市町村も混同していくのではないかと危惧するわけですが、それはどういった整理をされたのかお伺いします。

○小野政策推進室政策監 東日本大震災津波からの復興に向けての基本方針の中で、一人ひとりの幸福追求権を保障することといったのは、被災地は甚大な被害を受けて、言ってみればゼロから、あるいはマイナスからもう一度立ち上がらなければいけない状況になったということを踏まえて、地方自治の原点に立ち返って幸福追求権をもう一度しっかりと保障しまして、一人一人がもう一度幸福に向かって歩いていけるような取り組みを進めていきたいと思います。これが原点にあったというふうに考えております。

これまでの復興の取り組みの中で、岩手県といたしますと、県民一人一人が幸福に向か

うといったところを復興計画の中にも置いて、さまざまな取り組みを進めてきたところがあります。その中でそういった視点で県の具体的な取り組みも進められてきたと考えておりますし、またその中でつながりといったところも県内、県外、さらには世界各国も含めて出てきたといったことがあります。

ですので、委員お話のとおり、幸福といったところが復興に当たって据えてきた幸福追求権と同じなのかといえればそこは多分違うのだと思います。ただ、復興に当たって幸福追求権を据えて取り組んできたというような理念は次期総合計画の中にしっかりと盛り込んでいくことが可能なのではないかとこのように考えておりました。次の計画の中ではそういった考え方を踏まえて幸福、これをキーワードとして計画づくりを進めていきたいといった考えであります。

ですので、繰り返しになりますけれども、全くそこがイコールではありません。ただ、一方では幸福といったことを有識者の皆さんにいろいろ御検討いただく中で、幸福を考える際の12の領域といったものは整理いただいています。その領域ごとに、例えば健康がどうなのか、あるいは仕事がどうなのか、収入がどうなのかについて、12の領域ごとに考えていきますと、被災地の震災直後の状況と今現在の状況では、当然さまざまな変化があると思うのですけれども、その視点あるいは切り口として次期総合計画に盛り込んでいくことは可能というふうに考えております。

○伊藤勢至委員 最後に5分だけお願いをしておきたいと思っておりますので、お許しをください。

応急仮設住宅がなぜ応急かという、恐らく耐用年数3年5年を目標に建てたと思うのですけれども、結果的には7年、8年、10年まで使うかもしれません。そういう中で、応急仮設住宅の質を上げるべきだというふうに思っております。

私どもの宮古市はちょうど寒冷地と極寒地のぎりぎりのところなのです。その仕様がまず違うわけです。なぜかといいますと、まず松丸太の基礎なんていうのはマイナス10度なんて土が凍るようになりますと、必ず凍上するのです。そうすると床のレベルが、水平が保てなくなる。それから、湯沸かし器に凍結防止ヒーターがなくて危ないということで、全部取りかえたのです。そして、宮古市に来た応急仮設のスーパーハウス、これはまさに工事現場のトタン1枚みたいなもので、既に穴があいているやつだったのです。どこかの大きな災害のときに使ったものだと思うのですが、それはいいとして、入った人が一番困ったのは防音の問題だということです。つまりトイレを使う音が隣にする。お風呂を使ってもそうだ。したがって、夜中にトイレに行った場合は水を流せないということです。朝方1回流すまで我慢をしておく、お互いにです。それから、当然話し声も聞こえる。こういうことですので、今後も絶対にないとは言えない地震津波ですから、そういう被害があった場合に応急仮設住宅の間取りも含めて、もうちょっとグレードを上げておくほうがいいというふうに思います。いち早く県が手配をいたしました400億円の債務負担行為を取り上げて、手配は早くてよかったのですが、最初に来たものがそういうものだったのです。そ

の後、やはりこれでは間に合わないということで、大手ハウスメーカー等にも発注をしたようです。何とかホーム、何とかハウス、そういうところはしっかりとしたウッドハウスみたいな壁の厚いもので非常に快適だと言って、中に入っている人が喜んでいました。その人は古い家の3代目で、昔の大きな家はなかなかヒーターを炊いても暖まらない。ところが、この応急仮設はヒーターが一つあればすぐ暖まる、そういうことも言っていましたね。今は子供たちも成長して家内と2人だけだと、こういうことでしたので、今どき工事現場のプレハブみたいな応急仮設住宅というものはもうないのではないかと思いますよ。それから松丸太の基礎もこの地域ではやめるべきだと思います。昨年の九州方面の地震、大雨被害の場合の応急仮設住宅はちゃんとコンクリートの基礎をつくっていましたがね、そういうふうになってきているのだと思いますよ。したがって、大災害を経験した岩手県から復興庁なり何なりにグレードアップというものをぜひ強力に要請をしておいていただきたい。時間がないので、要望して終わります。

○**関根敏伸委員長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**関根敏伸委員長** ほかにないようですので、東日本大震災津波からの復興の取組状況についてはこれをもって終了いたします。

執行部の皆さんは退席されて結構です。御苦労さまでございました。

次に、日程2、現地調査の実施についてであります。資料4のとおり6月5日火曜日と6月8日金曜日の2日間で被災市町の復興に向けた取り組み状況等について現地調査を実施したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**関根敏伸委員長** 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

なお、詳細な日程等については、後日、事務局を通じて各員に通知することといたしますので、御了承願います。

次に、その他であります。何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**関根敏伸委員長** なければ、以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。